

第9回 TC フォーラム政策勉強会報告(2021 年8月26日開催)メモ

第9回 TC フォーラム政策勉強会報告 **メモ**
問われるタンポン課税と納税者の権利(2)

2021年8月26日開催(報告日:2021 年8月27日)

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラム ®

益子良一/石村耕治

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラムは、今後の運営方針や運動の方向性などをさぐるために、役員や事務局員を中心とした政策勉強会を開催しております。コロナ禍のなか、リアルな勉強会を持つことは難しい常態にあります。そこで、ZOOM の配信ツールを使ってオンラインの形で勉強会を開催しております。第 8 回政策勉強会からは、一般会員も参加ができます。希望者は、事務局(info@tc-forum.net)へメールで申し込んでください。

《次回[第10回]勉強会のアナウンスメント》

[2021 年9月 27日(月)午後 3:30~5:00 Zoom によるオンライン開催]

第10回 国税庁が求める税理士法改正(案)を斬る
～税理士は税務署のお手伝いさんでいいのか～

報告者 **菊池 純**
(税理士/TC フォーラム会員)

《[第11回]勉強会のアナウンスメント》

[2021 年10月●日(●)午後 3:30~5:00 Zoom によるオンライン開催]

第11回 税務援助制度と税理士制度のあり方
～市民・納税者に開かれた税務専門職制度
をグローバルに探る

報告者 **石 村 耕治**
(TC フォーラム共同代表/白鷗大学名誉教授)

◎運営会議の開催

- ・ 第9回政策勉強会に先立ち、運営会議がPM3:00～3:30まで開催された。
- ・ 運営会議では、パンフ「納税者支援調整官を使いこなそう」のWG(ワーキング・グループ)が作成したたたき台を最終的に承認した。最終ゲラを運営委員にメールで開示し、オンラインでキャッチボールし、指摘のあった修正を加えたうえで、すみやかに発行作業に入ることになった。
- ・ 事務局長から、TCフォーラムのロゴを含む団体名/英語表記が、登録商標として特許庁長官から認められた旨、報告があった。
- ・ 今般の登録商標取得の背景には、貸会議室業を営む同名の「TCフォーラム」という企業があり、その企業に先に商標登録申請され、認められると、私たち納税者権利憲章をつくる会が、継続的にTCフォーラムの名称の使用が困難になることも想定されるのでは、との理由があった。しかし、今回の商標登録の成功で、その危惧はなくなった。事務局長、ご苦労様でした。
- ・ TCフォーラム・ブックレット「もっと正しく知りたい質問応答記録書の手引」(石村/益子共著)が、HPにオンライン発行・公開された旨、報告があった([●TCフォーラム・ブックレット\(2021年8月16日\)](#) | [納税者権利憲章をつくる会/TCフォーラム\(tc-forum.net\)](#))。
- ・ 今般、このブックレットを急遽発行したのでは、税務弘報21年9月号が、「特集:質問応答記録書対応の手引」の記事を特集しており、「税務調査官に協力すべきか否かを超えて、健全な理解で正しく向き合うために」のサブタイトルで、あまりに役所寄り・不健全(税務署に従順になったら?)の編集・掲載記事内容に驚いたことが直接の理由である。市民・納税者が、こうした御用化した掲載内容の惑わされることがないように、質問応答記録書の本質を正しく知り、警鐘を鳴らすことがねらいである。このため、ブックレットのタイトルを、「もっと正しく知りたい」として、市民・納税者に正論を伝授することにしたわけである。税務弘報は、とくに、近年、御用雑誌化がひどく、伝統のある税務雑誌であるだけに、非常に残念である、との声があった。
- ・ 続いて、パンフ「質問応答記録書とは何か」(仮称)の発行を検討してはどうか、との提案があった。今後、WG(ワーキング・グループ)を立ち上げ、作成作業に入るかどうか、検討を重ねることになった。
- ・ タンポン課税についての今般の2回の報告を受けて、ジェンダーイコリティ問題の先駆けとして、TCフォーラムが、納税者団体として何らかのアナウンスメントをすべきではないか、との意見が強かった。一方で、マイナーな問題であり、実益があるかどうか不透明であるとし、消極的な意見もあった。
- ・ TCフォーラムは、事業納税者の権利運動に傾斜しがちであるが、タンポン課税の

ような、もっと個人納税者の権利保護問題に力をいれるべきではないか、との建設的な意見があった。こうしたテーマに取り組むことが、TCフォーラムの脱皮につながる良いチャンスになるのではないか、との指摘があった。

- ・ TCフォーラムは、ギグワーカー(ウーバーイーツや出前館のようなデジタル・プラットフォーム企業のアプリを使って単発の仕事を得て雇用類似の働き方をする食事配達労働者)に対する課税のような重い課題については、まったく意見をアナウンスしていない。TCフォーラムに対して、外部からこの問題にもしっかりと発信して欲しいとの声があった旨、報告があった。
- ・ この点に関しても、従来からの事業者偏重の運動姿勢を改め、個人納税者の人権保護の課題にもっと力を入れるべきではないか、との意見があった。TCフォーラムは、会員を幅広く募るうえでも、もっと懐を深くすべきだ、との指摘があった。
- ・ 政策勉強会への参加者は、税理士役員が多く、団体会員の参加が減っている。これは、TCフォーラムが、納税者のための市民団体といいながらも、事業納税者を護る運動に傾斜していることも大きな原因ではないか、との重要な指摘があった。
- ・ 見方をかえると、TCフォーラムは、給与所得者・一般市民の課税問題にもっと関心を持たないと、真の納税者団体とはいえない。TCフォーラム執行部は、もっと会員の間口を広げる努力をして欲しい、との指摘があった。
- ・ 納税者権利憲章を改訂するにしても、こうした政策勉強会を重ね、学びを通じて得た成果を権利憲章に反映させるといった地味な努力が必要である。ただ、ペーパーワークをすればいい、というものではないはずである。これまでのTCフォーラムの「納税者権利憲章」づくりに専念していればいいという考え方を変えようと努力しないといけない、との指摘があった。
- ・ 一般会員への政策勉強会の公開/サービス提供に本腰を入れるべきであるとの指摘があった。統計的にみて、この種の勉強会への参加者は、会員の3~5%程度と見積もられている。会員を増やし、呼びかけをする努力をしない、これでは、いくら質の高い報告が行われても、「宝の持ち腐れ」になるのは当たり前である。「今回もギャラリーが集まらない」といった感じではなく、事務局長や役員にしっかりしたポリシーを持って対応して欲しい、との声があった。
- ・ 不公平な税制をただす会や税経新人会、専税協議会など他の団体への政策勉強会への参加を呼びかけたい、との支援の申出があった。事務局は、メーリングリストの整理など、必要な作業を遅滞なく進めて欲しい、との要望があった。
- ・ 運営会議・政策勉強会のスケジュール通知については、失念のないように内容をしっかりとチェックしたうえで、発信するようにして欲しいとの要望があった。
- ・ 事務局長の負担が増していることも想定されることから、事務局体制の強化が必要ではないか、との指摘があった。共同代表にサポートを強めて欲しい、との声があった。事務局体制の強化については、すみやかに検討を開始することにした。

- ・ 2021年度次回(第10回)政策勉強会・運営会議は、9月27日(月)午後3:00～開催することになった。ただ、勉強会の内容が、税理士制度についての税界と課税庁の間でのコップの嵐のような感じでは物足りないとの声もあった。そこで、第11回についても、連続して、市民団体・一般納税者サイドからみた税理士制度のあり方について、勉強会を持つことにした。(以上)

2021年第9回TCフォーラム勉強会レジメ/資料 2021年8月26日(木) ©石村耕治

第9回TCフォーラム勉強会レジメ/資料

Gender and Tax Justice/Taxation and Gender Equality

《問われる性差別課税と納税者の権利》

問われるタンポン課税と納税者の権利(2)

～世界の動向と米のタンポン課税違憲訴訟を探る

石 村 耕 治

(TCフォーラム共同代表・白鷗大学名誉教授)

《内容目次》

●はじめに～性差別課税と納税者の権利

◆「タンポン課税」とは何か

◆消費課税におけるタンポン課税の所在

◆タンポン課税見直しをめぐるグローバルな動きを探る

1 アメリカでの動き

2 世界の動き

◆アメリカにおけるタンポン課税見直しの展開

1 ニューヨーク州でのタンポン課税違憲訴訟と議会での課税撤廃の動き

(1) ニューヨーク市議会の動き

(2) タンポン課税違憲訴訟の提起

(3) NY 州議会でのタンポン課税廃止への対応

2 フロリダ州でのタンポン課税違憲訴訟と州議会での課税撤廃の動き

(1) タンポン課税違憲訴訟の提起

(2) 州議会でのタンポン課税撤廃の動き

3 カリフォルニア州でのタンポン課税違憲訴訟と州議会での課税見直しの動き

(1) タンポン課税違憲訴訟

(2) 難産だった加州のタンポン課税非課税措置

- ①加州の立法プロセスを勉強する
- ②州や地方団体の「予算」とは何か
- ③加州議会に提出されたタンポン課税非課税関連法案を読む
- ④上院法案 92 号(SB92)の分析
- ⑤2つの法案の「立法目的」を比べる
- ⑥アメリカの租税立法違憲訴訟の類型
- ⑦タンポン課税違憲訴訟の実際
- ⑧予算法の縛りと女性権利擁護運動のはざま(以上、第8回報告)

◆連邦でのタンポン課税の展開 (今回)

1 連邦所得税上の「医療費控除」とは

- (1) 連邦所得税の基本
- (2) 連邦個人所得税の計算構造
- (3) ⑥標準控除(定額控除)と⑦項目別控除(実額控除)
- (4) ⑦項目別控除(実額控除)
- (5) 項目別控除(実額控除)項目
- (6) 医療費控除の要件

2 医療費控除の対象「治療薬」および「医薬品」とは

- (1) 医療費控除制度におけるタンポン物品の所在
- (2) ケアーズ法が固い扉を開き、風穴があいた

3 アメリカの健康保険、医療費積立口座とは

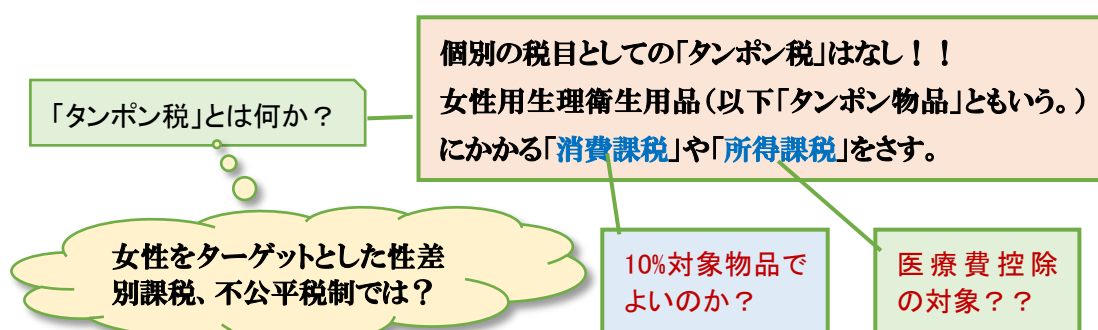
- (1) アメリカの「医療費積立口座」とは何か
- (2) 医療費積立口座を通じたタンポン課税緩和策

●むすびにかえて～わが国で問われるタンポン課税への対応

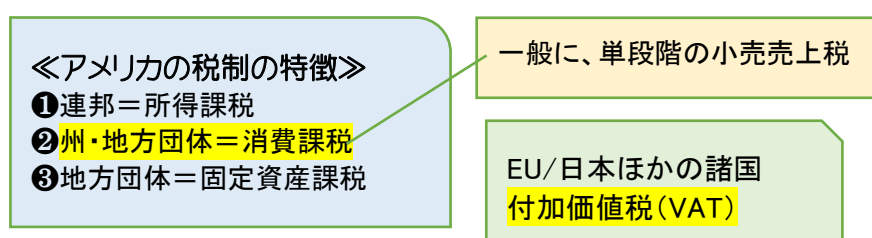
◆連邦でのタンポン課税の展開

《前回(第8回)政策勉強会のおさらい》

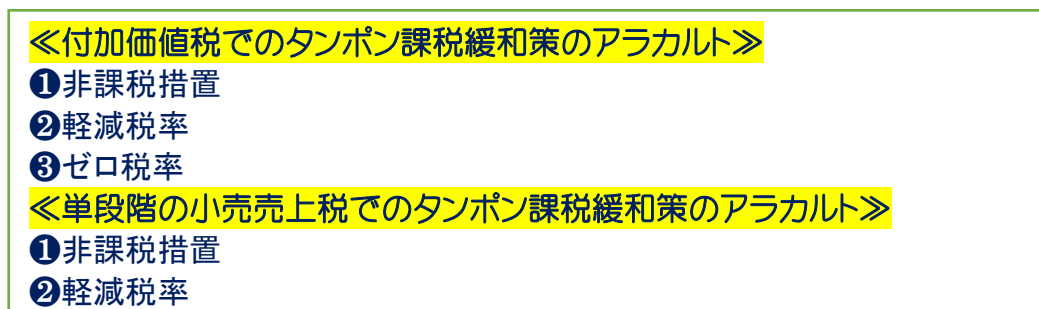
- ・ まず、前回(第 8 回)政策勉強会でのポイントをおさらいしてみる。
- ・ 前回の政策勉強会においては、タンポン物品(生理処理用品)に対する課税「タンポン課税」は、女性をターゲットとした性差別課税、不公平税制にあたるかどうかをグローバルに点検してみた。
- ・ 前回指摘したように、タンポン課税については、タックススペース(所得・消費・資産)の視角からは、①消費課税、と②所得課税の面から、問題点を点検できる。



- ・ 前回の勉強会では、①消費課税面からのタンポン課税については、大きく②付加価値税(VAT)を導入している諸国(EUなど)と、③個別消費税を導入している国(アメリカ)にわけて点検している。

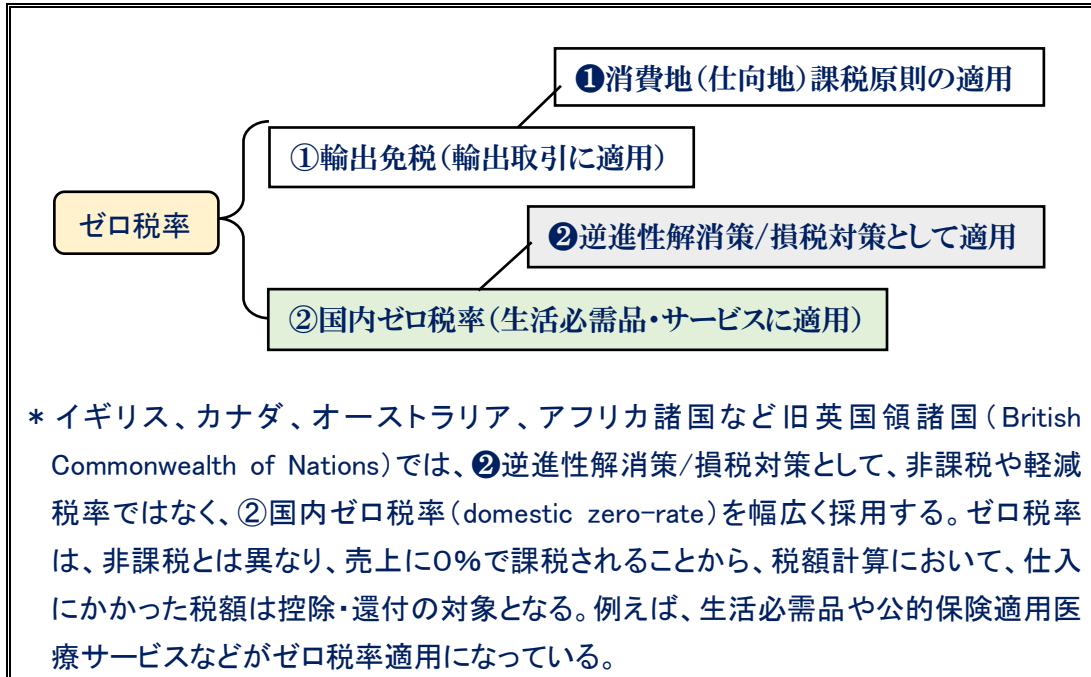


- ・ タンポン課税を緩和・撤廃する手法としては、次のような選択が可能である。



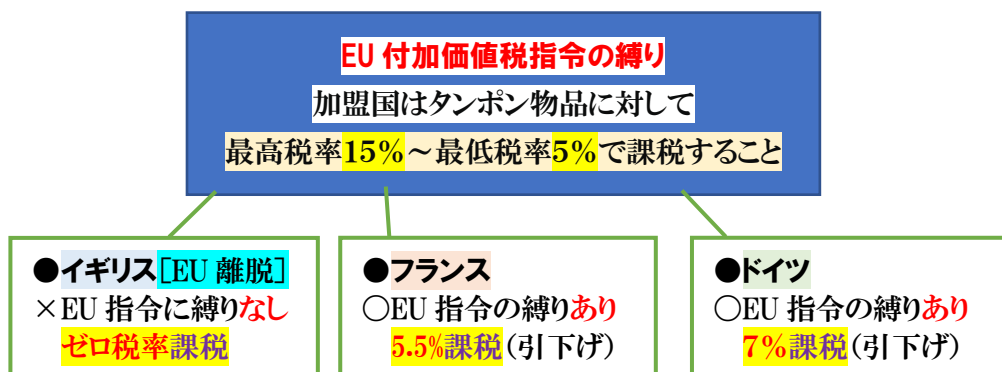
- ・ なお、イギリスや旧英領諸国では、タンポン物品に対して付加価値税(VAT)の撤廃する手法としてゼロ税率を適用するところが多い。

■ ゼロ税率の2つの使われ方



- ・ ①付加価値税(VAT)を導入している諸国(EUやイギリスなど)のタンポン課税の実情は、図示すると、次のとおりである。

■ EU 付加価値税指令と EU 諸国でのタンポン課税対応



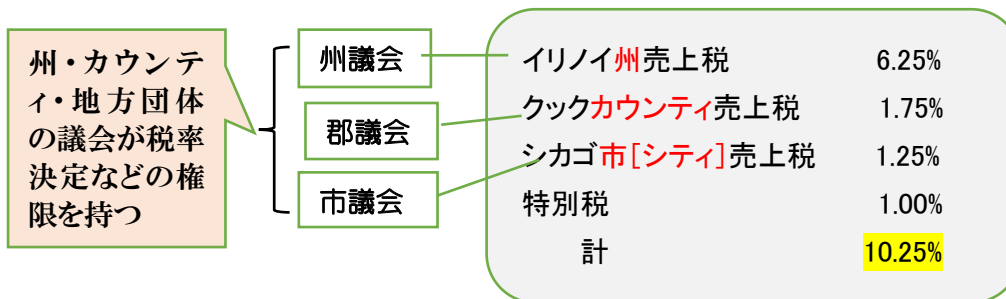
- ・ 前回(第8回)政策勉強会では、アメリカ諸州の「タンポン物品」に対する消費課税の現状および撤廃の動きを紹介してきた。その概要は、次のとおりである。

アメリカ人女性生涯のタンポン物品支出: 平均で 18,171ドル(税抜)

州・カウンティその他に地方団体の売上税率は7%~10%台

- ・ アメリカ諸州の課税物品やサービスに対する単段階課税(売上税)の現状を紹介するために、いくつかの州のサンプルをあげると、次のとおりである。

■ イリノイ州シカゴ市消費者が負担する売上税率



■ ニューヨーク市消費者が負担する売上税率



■ カリフォルニア州ロングビーチ市消費者が負担する売上税率

カリフォルニア州売上税	7.25%
ロスアンゼルスカウンティ売上税	2.25%
ロングビーチ市[シティ]売上税	0.75%
計	10.25%

- ・ アメリカ諸州では、タンポン課税は、憲法違反であるとする訴えが起こされている。タンポン課税違憲訴訟は、売上税の負担額の多寡を争点とするものではない。女性が使用するタンポン物品に対する課税は、女性をターゲットとした性差別的課税にあたり、連邦憲法修正 14 条[法の平等保護(equal protection clause)]や[適正手続条項(due process clause)]、さらには州憲法に規定する同様の条項に違反するかどうかを問うものである。

■ 諸州でのタンポン課税違憲訴訟の理由

諸州でのタンポン課税違憲訴訟の理由

×負担額の多寡

○女性だけが使用するタンポン物品に対する課税(性差別)

連邦憲法修正 14 条[法の平等保護]や[適正手続条項]さらには&州憲法の同様の規定違反が根拠

- ・ 州裁判所の裁判官は、有資格者のなかから住民投票で選ばれる。このことから、州裁判官は、概して保守的である。タンポン課税違憲訴訟で、違憲判断をくだすことには概して消極的である。
- ・ しかし、州議会や地方団体の議会、首長は、タンポン課税に対する政治的な対応に積極的である。タンポン課税違憲訴訟や女性の権利擁護団体の動きを受けて、売上税法を改正し、タンポン課税を撤廃する動きを強めている。
- ・ ニューヨーク州、カリフォルニア州、フロリダ州などでのタンポン課税に対する立法的な対応を紹介した。

[追記]

- ・ なお、わが国では、女性の権利擁護団体「#みんなの生理」が、タンポン物品に対する消費課税については8%の軽減税率適用を求めている。

[キャンペーン・生理用品を軽減税率対象にしてください!・Change.org](#)

- ・ 「納税者権利憲章をつくる会/TCフォーラム」は、国民・納税者に対して西欧型の人権の擁護を求めることも使命の1つとしている。「#みんなの生理」のような運動を座視しているのではなく、独自の視点からでもよいから、タンポン課税について、消費課税面から、何らかのアナウンスメントが必要ではないか？

- ・ わが国では、厚労省など政府筋では公文書において「生理処理用品」の言葉を広く使っている。アメリカでは、法律の論文などでは「tampon」の言葉を使っている。消費税課税などの論点を精査する際に便宜も考え、ここでは、「tampon」については「タンポン物品」の邦訳をあてる。

《今回(第9回)政策勉強会での報告のポイント》

- ・ 今回(第9回)の政策版協会では、アメリカの連邦では、タンポン課税の取扱いについて、どのような動きがあるのかを紹介する。

《タンポン物品に対する連邦所得課税上の軽減策の選択》

- ・ 連邦所得課税におけるタンポン課税のキーポイントは、次の2つである。

- ①納税者または扶養親族がタンポン物品(生理衛生用品)購入に支出した費用は、この医療費控除の対象となるのかどうかである¹。
- ②従業者が医療費自己負担分をカバーするために参加している「医療費貯蓄口座(HSA)」からタンポン用品購入費の払戻を受けることができるかどうかである。

◎日米の健康保険や医療保険との違いを勉強する

- ・ わが国では、国民皆健康保険制度(universal health insurance scheme)のもと、全国民が加入することを義務付けた公的「健康保険」制度がある。これを基本的な保障とし、公的健康保険ではカバーされない部分【医療費の自己負担分や、健康保険の適用対象外の費用(先進医療の技術料、入院中差額ベッド代など)】を自己資金(貯蓄)や民間の「医療保険」の給付金で補う構図になっている。
- ・ 一方、アメリカは、国民皆保険制度は検討中である。
- ・ オバマ政権(民主党)は、2010 年に健康保険制度改革【Affordable Care Act による制度改革。通称は「オバマケア(Obama care)」】を進めた。
- ・ しかし、その後トランプ政権(共和党)が誕生し、オバマケアは先行き不透明になった。
- ・ ところが、2021年3月に新たなバイデン政権(民主党)が誕生し、オバマケアは再び軌道に乗った。

- ・ バイデン政権誕生後の2021年6月17日に、連邦最高裁判所は、共和党主導の州知事らからのオバマケアは違憲との訴えを訴訟適格がないとして退け、事実上の合憲の判断をくだした。
- ・ バイデン政権は、新たな公的皆健康保険制度創設を打ち出している。今後、アメリカの公的健康保険制度は大きく前進すると期待される。
- ・ アメリカの現行の健康保険制度は、公的健康保険制度(メディケア、メディケイドなど)の対象とならない人たちは、従来から民間健康保険を幅広く利用してきている。とりわけ、企業で働く現役世代は、企業(雇用主)が提供する健康保険(職域保険)に加入している。

■ アメリカの健康保険制度

①公的健康保険(メディケア/メディメイト/CHIP など)

②民間健康保険

①職域保険

②個人

③国防厚生管理本部(TRICARE)

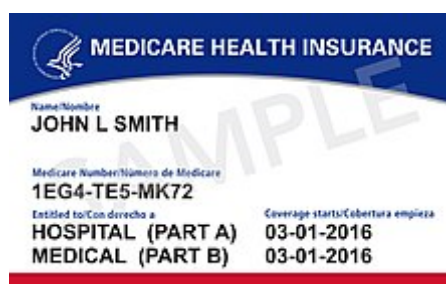
未加入比率を高める領域

■ アメリカの①公的健康保険の内訳

①高齢者向けの**メディケア**(Medicare)パート A からパート D、

②低所得者・障害者・特定疾病者向けの**メディケイド**(Medicaid)、

③**子ども健康保険プログラム**(CHIP=Children's Health Insurance Program)



《アメリカ人の健康保険加入率》

今日、人口(3億2千900万人)おおよそ90%超のアメリカ人は、何らかの公的健康保険または民間の健康保険に加入している。

■ 2020 年の健康保険加入状況(連邦統計局)

■ 健康保険非加入者(無保険者)[人口の8%](約3千万人)

■ 健康保険加入者[人口の 92%]

①公的保険加入者[全体の 43.1%]の内訳

- ①メディケア[全体の 34.1%]
- ②メディケイド[全体の 18.1%]
- ③その他[全体の 1.0%]

②民間保険加入者[人口全体の 68.0%]の内訳

- ①職域[人口全体の 56.4%]
- ②個人[人口全体の 10.2%]
- ③国防厚生管理本部(TRICARE)[人口全体の 2.6%]

*U.S. Census Bureau, Health Insurance Coverage in the United States: 2019 Current Population Reports (Sep. 2020). [Health Insurance Coverage in the United States: 2019 \(census.gov\)](https://www.census.gov/data/tables/2019/ahrc/hlth-ins.html)

《アメリカの民間健康保険プランの推移》

- ①インデムニティ/従来型(indemnity)健康保険プラン
- ②マネジドケア型(managed care)健康保険プラン
- ③高免責・低保険料健康保険プラン(HDHP) + 医療費積立口座(Health savings accounts)プラン

- ・ ①インデムニティ/従来型(indemnity)健康保険プラン 加入者が医療機関を自由に選び、保険者からその医療機関に出来高払いで支払われる従来型・伝統的なプラン。現在、わが国は、インデムニティ型のもとにある。
- ・ ②「マネジドケア型(managed care)健康保険プラン」 企業(雇用主)は、保険会社が組織した民間の健康保険ネットワークと提携して加入者であるその企業の従業者に保険を提供するプランである。
- ・ アメリカには、HMO (Health Maintenance Organization)、PPO (Preferred Provider Organization)、EPO (Exclusive Provider Organization) の 3 大健康保険ネットワークがある。HMO は、かかりつけ医(Primary Care Physician)を決め、原則的にその主治医を通して治療を受ける仕組みである。PPO は、保険会社と契約したネットワーク内から好きな医療機関を選べる。ネットワーク外

の医療機関を利用した場合には自己負担が通常より高くなる。EPO は、医療機関をネットワーク内から好きに選べるが、緊急時を除き、ネットワーク外の医療機関での治療には保険が適用されない。

- ・ ③「高免責・低保険料健康保険プラン(HDHP) + 医療費積立口座(HSA=Health savings accounts)プラン」 近年、急激に伸びてきている抱き合わせプランである。
- ・ HDHP(High Deductible Health Plan)とは、「免責額(deductible)が高く保険料が安い医療保険」をさす。
- ・ 前記②マネジドケア型健康保険プランは、医療費と保険料の高騰を招いているとの批判があった。そこで、コスト抑制の切り札として新たに登場してきた③プランである。
- ・ 消費者主導医療プラン(CDHP=consumer directed health plan/consumer driven health plan)とも呼ばれる。
- ・ HDHP(高免責・低保険料健康保険)は、見方を変えると、消費者/加入者の危険負担の高いプランでもある。
- ・ そこで、医療費の自己負担分などの資金をサポートするための各種「医療費積立口座(Health savings accounts)」プラン(IRC 223 条)と抱き合わせにしたわけである。
- ・ 主な医療費積立口座(HSA) プランとしては、次の3つである。

《主な医療費積立口座(HSA) プラン》

- ① HAS(医療費貯蓄口座/health savings accounts)
- ② HRA(医療費払戻口座/health reimbursement arrangements)
- ③ FSA(フレキシブル出費口座/flexible spending accounts)

- ・ これら医療費積立口座プランでは、①健康保険と抱き合わせが強制、②・③では、任意である。
- ・ HSA は、医療関連コストの削減のみならず、企業のカフェテリア(従業員福利厚生)プラン、金融サービス機関の新規事業参入の促進など、多様な政策目的を併せ持つ。
- ・ 従業員にとっては、HSA+の高免責・低保険料健康保険(HDHP)プランと従来型のマネジドケア型健康保険プラン(HMO、PPO 等)の選択は至難である。雇用主は十分な説明責任を果たす必要がある。

＜用語の邦訳に関する留意点＞

ちなみに、アメリカの健康保険や医療費控除関連の法令や文献には、「medical care」や「health care」という言葉が頻繁に出てくる。この場合の「medical」、「health」の言葉は、相互に「健康」、「医療」の意味で使われている。言い方を変えると、言葉の選択は厳密ではなく、アバウトに使われている。本稿では、基本的な公民の保険には「健康」、免責・自己負担の医療費支払をカバーする付加的な医療プランには「医療」の邦訳をあてる

次に、法令に盛られた「medical」、「health」の言葉の邦訳についてである。内国歳入法典(IRC)213条は、「医療、歯科治療等の費用(Medical, dental, etc., expenses)」の表題で、いわゆる「医療費控除(medical and dental deduction/medical expenses deduction)」について規定する。また、213条 d 項【定義】において、「医療(medical care)」についてその範囲を明確にしている。

以下に、読者の便宜のために主な規定を抄訳(仮訳)しておく。

＜IRC213条【医療費控除】規定の抄訳＞

IRC213条【医療、歯科治療等の費用】

第 a 項【控除額】

その課税年において、納税者、その配偶者または扶養者[中略]の医療(medical care)のため支払われた費用で、[中略]保険等により補償されない分について、調整総所得(AGI)の 7.5%を限度として、控除を認めるものとする。

第 b 項【治療薬および医薬品に関する制限】

前記第 a 項に基づく当該課税年に治療薬(medicine)および医薬品(drugs)に支払った金額の計算する場合、当該治療薬および 医薬品とは、処方薬(prescribed drug)またはインスリンをさす。

第 c 項【訳・省略】

第 d 項【定義】

第1号 本条において、「医療(medical care)」の文言は、次に支払った金額を指す。

- (A) 病気の診断(diagnosis)、矯正(cure)、緩和(mitigation)、治療(treatment)もしくは予防(prevention)、または体の構造や機能に影響を与える目的のもの、
- (B) 前記(A)にいう医療に本来的かつ必須な交通費、
- (C) (第7702条の B に定義される)適格長期療養サービス、または、
- (D) 前記(A)および(B)にいう治療をカバーする(高齢者用付加的医療保険に関する社会保障法タイトル18パート B に基づき保険料として支払われた金額を含む。)保険、または(第7702条の B に定義される)適格長期療

養サービスのための保険。ただし、本(D)のもとでの(第7702条のBに定義される)適格長期療養サービスのための保険に関しては、(第10号に定義される)適格長期療養保険料にみを対象とする。

＜一目でわかる医療費控除の対象となる「医療」とは＞

- ①病気の診断(diagnosis)、矯正(cure)、緩和(mitigation)、治療(treatment)もしくは予防(prevention)、または体の構造や機能に影響を与える目的のもの、
- ②前記①にいう医療に本来的かつ必須な交通費、
- ③適格長期療養サービス、または、
- ④前記①にかかる費用カバーする保険

- ・ 以下、アメリカ連邦所得税上の医療費控除制度と医療費積立口座(MSA)について説明をする。

＜連邦所得税上の医療費控除とは＞

- ・ 連邦税法(内国歳入法典/IRC=Internal Revenue Code、以下「IRC」ともいう。)は、個人納税者が、本人や扶養家族のために「医療(medical care)」目的で支払った費用について、所得税計算上、所得控除を認める(IRC213条)。すなわち、医療目的で支払った費用は、法定限度内で、この医療費控除(medical and dental expenses deduction/medical expenses deduction)の対象になる。

連邦税法(IRC)の医療費控除



本人や扶養家族のための「医療(medical care)」目的で支払った費用が対象

1 連邦所得税上の「医療費控除」とは

- ・ 連邦税法(IRC)は、納税者が所得額を計算するにあたり、原則として、家事費(personal, living, or family expenses)を控除することを認めていない(IRC262条a項)。この原則の例外の1つとして、「医療費控除(medical expenses deduction)」がある(IRC213条項)。
- ・ 個人の課税期間は暦年、つまり1月1日から12月31日までである。様式1040[連邦個人所得税申告書(Form 1040)]を使って確定申告をする。提出期限は、翌年の1月1日から4月15日である(IRC 6072条a項)。ちなみに、2020年度分については、コロナ禍などの特例で期限延長および5月15日が土曜日ということもあり2021年5

月17日(月)であった。

- ・ 納税者は、1月1日から12月31日までの間に、本人ならびに配偶者および扶養家族のために支払った医療費については、調整総所得 (AGI=Adjusted gross income) から控除できる (IRC213条a項)。納税者全員が医療費控除を受けられるわけではない。標準基礎控除額を超えない低所得者などは、項目別控除の1つである医療費控除は受けられない。また、項目別控除を受けられる納税者 (itemizer) であり、医療費控除が受けられる場合でも、適用下限額は、調整総所得 (AGI) の 7.5%である。納税者が医療費控除を受けるハードル(要件)は結構高い。

(1)連邦所得税の基本

- ・ 連邦所得税における医療費控除の所在を確認したい。そのために、まず、連邦所得税のイロハをおさらいしてみる。
 - ・ 一般に、個人所得課税は、課税標準 (tax base) として課税所得 (taxable income) の金額を用いる。しかし、課税所得の計算方法は、国により大きく異なる。アメリカの場合、課税所得の計算方法は、総所得総算入方式 (all-inclusive income approach, all-inclusive income concept) を基本としている。
 - ・ 言い換えると、わが国のような、所得の種類(区分)ごとに算出した所得額を総計する分類所得課税の考え方を明確に採り入れた形の総合課税の仕組みにはなっていない¹。
- また、連邦個人所得税では、申告資格 (filing status) を、次の 5 つに分けている。

■ 現行の連邦個人所得税の申告資格の種類

- | | |
|--|---|
| ①夫婦合算申告 (MFJ=married filing jointly) | 年末時点(ただし配偶者が年中に死亡した場合にはその時点)において婚姻関係にある場合で、夫婦の所得を合算して確定申告するとき (IRC 1 条 a 項 1 号・7703 条 a 項)。 |
| ②夫婦個別申告 (MFS=married filing separately) | 年末時点(ただし配偶者が年中に死亡した場合にはその時点)において婚姻関係にある場合で、夫婦がそれぞれ個別に確定申告するとき (IRC 1 条 d 項・7703 条 a 項)。 |
| ③適格寡婦/寡夫 (qualified Widower, surviving spouse) | 寡婦/寡夫の場合で、一定の要件を充足しているときには、配偶者の死後 2 年間、この適格で、夫婦合算申告に適用される税率表で確定申告できる (IRC 2 条 a |

¹ アメリカ連邦所得税は、わが国のような、所得の種類 (区分) ごとに算出した所得額を総計する形の総合課税は採っていない。周知のように、わが国の個人所得課税においては、総合課税方式 (comprehensive income tax system) を採る一方で、所得の性質に応じて 10 種類の所得に区分 (所得税法 23 条～30 条) し、区分ごとに所得金額を計算する分類所得課税の仕組みを組み込んでいる。

項・財務省規則 1.2-2(a))。

- ④**特定世帯主 (head of household)** 単身者の場合で、適格寡婦/寡夫の要件を充たしていないが、扶養親族などに対して課税年の半分を超える期間、家計維持費を負担しているときは、この適格で確定申告できる (IRC 2 条 b 項・財務省規則 1.2-2(b))。

- ⑤**単身者 (single)** 前記①～④に当てはまらない者 (IRC 1 条 c 項)

- ・ こうした申告資格にそって、税率表 (tax rate schedules) も、申告資格別のものが用意されている。

■ 申告資格の種類と適用される税率表

申告資格の種類	税率表の種類
①夫婦合算申告 (MFJ=married filing jointly) (IRC 1 条 a 項)	別表 Y-1
②夫婦個別申告 (MFS=married filing separately) (IRC 1 条 d 項)	別表 Y-2
③適格寡婦/寡夫 (qualified widow(er), surviving spouse) (IRC 1 条 a 項)	別表 Y-1
④特定世帯主 (head of household) (IRC 1 条 b 項)	別表 Z
⑤単身者 (single) (IRC 1 条 c 項)	別表 X

- ・ 一般に、夫婦の場合、夫婦個別申告 (MFS) よりも、夫婦合算申告 (MFJ) による申告が圧倒的に多いのが現実である。これは、夫婦合算申告 (MFJ) は、所得の高い方の配偶者に節税効果を及ぼすことも一因である。
- ・ アメリカの夫婦は、共稼ぎ夫婦 (married two-earner couples) の場合、一般に妻の所得が低く、夫の所得が高い。共稼ぎ夫婦の場合で、夫婦個別申告 (MFS) を選択すると、所得の高い夫の税額は増加するが、妻が負担する税額は少なくなる。これは、裏返すと、夫婦合算申告 (MFJ) 制度は、妻を所得の高い夫に節税効果を付与する存在にしているとの指摘もある。
- ・ 一方、片稼ぎ夫婦が夫婦合算申告 (MFJ) を選択すると、税額表の作りも関係してか、夫婦総体では実質的に税負担額は少なくなる。しかし、こうした効果を生む現行の申告資格制度については、性に対する中立性をいぶかる声もある。男女の雇用機会均等、子育てへの男女の均等な参画などが進んでいない性差別的な経済社会の実情を黙認する役割を担っているだけではないかとの批判もある。
- ・ もっと「性中立 (gender neutral)」、「結婚中立 (marriage neutrality)」な視点から、申告資格を再点検すべきであるとの意見も聞かれる²。なかには、夫婦合算申告

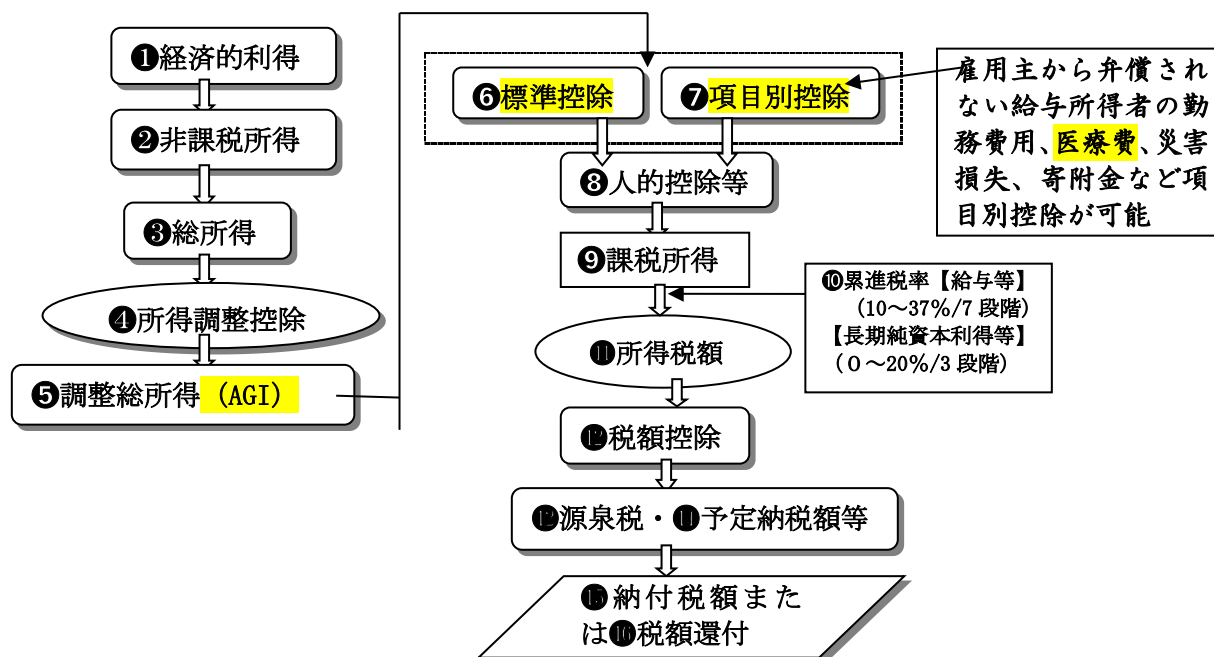
² Amy C. Christian, "Taxing Women: Thoughts on a Gendered Economy: Symposium: The Income Tax: Joint Versus Separate Filing Joint Return Tax Rates and Federal

(MFJ)は廃止すべきであるとの意見もある³。ちなみに、夫婦による**連邦所得税申告のおおよそ 95%が夫婦合算申告 (MFJ)**を選択している⁴。

(2) 連邦個人所得税の計算構造

- ・ アメリカ連邦個人所得税は、法人税の場合と同じく、原則として「**総所得総算入方式 (all-inclusive income approach)**」を採用する。わが国のような分類所得税方式を採らない。したがって、原則としてあらゆる所得(経済的利得)を一括して課税する方式である。法人税計算について、確定決算主義を採らない。
- ・ こうした特徴を採り入れたアメリカ連邦個人所得税の計算構造を一目で分かるように、その仕組みを簡潔なチャートにしてみると、次のとおりである。

■ アメリカ連邦個人所得税の課税の仕組み



〔備考〕①経済的利得 (economic gains)、②非課税所得 (exclusions)、③総所得 (GI=gross income)、④所得調整控除 ('above the line' deductions)、⑤調整総所得 (AGI=adjusted gross income)、⑥標準控除 (定額控除/standard deductions)、⑦項目別控除 (実額控除/itemized deductions)、⑧人的控除等 (exemptions: deductions for personal and dependency exemptions)、⑨課税所得 (taxable income)、⑩超過累進税率 (progressive

Complicity in Directing Economic Resources Reform Woman to Men," 6 S. Cal. Rev. L. & Women's Stud. 443 (1997).

³ James M. Puckett, "Rethinking Tax Priorities: Marriage Neutrality, Children, and Contemporary Families," 78 U. Cin. L. Rev. 1409 (2010).

⁴ Robert W. Wood, "The Marriage Trap, FORBES," June 27, 2011, at 110

tax rates)、⑪所得税額 (income tax)、⑫税額控除 (tax credits)、⑬源泉税 (withhold tax)、⑭予定納税 (estimated tax)、⑮納付税額 (tax payment)、⑯還付税額 (tax refund)

(3) ⑥標準控除 (定額控除) と⑦項目別控除 (実額控除)

- ・ ⑦項目別 (実額) 控除の対象となる項目〔医療費、一定の州・地方団体の税、支払利子、公益寄附金、損害災害盗難損失控除 (casualty, disaster and theft loss deductions)、雇用主から弁償されない給与所得者の勤務費用等およびその他の雑控除など (IRC 63 条 d 項、IRC 161 条～219 条)〕を積み重ねた金額が、⑥標準 (定額) 控除 (standard deduction) の金額に満たないときには⑥標準 (定額) 控除を適用することになる (IRC 63 条 b 項 1 号および c 項)。
- ・ ちなみに、2019 課税年の納税資格別の標準基礎控除額、いわゆる「基礎控除額」は、次のとおりである (Revenue Procedure 2019-44)。

■ 申告資格別の「標準控除額」(2019 年)

納税資格	控除額
・単身者/夫婦個別申告	12,400ドル
・夫婦合算申告/適格寡婦(夫)	24,800ドル
・世帯主	18,650ドル

(4) ⑦項目別控除 (実額控除)

- ・ 連邦個人所得税総申告数に占める⑦項目別控除 (実額控除) を選択する納税者の割合は、30%前後で推移している⁵。見方を換えると、多くの個人納税者は、⑥標準控除 (定額控除) を用いて確定申告をしているといえる。
- ・ この背景には、低所得者層の増加、標準控除 (定額控除) 申告者 (non-itemizers) の方が還付申告に手間がいらぬなどの事情もある。

⁵ See, Eric J. Toder and Carol Rosenberg, “The Share of Taxpayers Who Itemize Deductions Is Growing”, TAX NOTES (February 12, 2007) at 695.

■ 様式1040別表 A〔項目別控除明細書〔2020 年〕 (Schedule A:Itemized Deductions)〕

SCHEDULE A
(Form 1040)

Itemized Deductions

OMB No. 1545-0074
2020
Attachment
Sequence No. 07

Department of the Treasury
Internal Revenue Service (IRS)

Go to www.irs.gov/ScheduleA for instructions and the latest information.
Attach to Form 1040 or 1040-SR.

Caution: If you are claiming a net qualified disaster loss on Form 4684, see the instructions for line 16.

Name(s) shown on Form 1040 or 1040-SR

Your social security number

Medical and Dental Expenses

1 Medical and dental expenses (see instructions) 1

2 Enter amount from Form 1040 or 1040-SR, line 11 2

3 Multiply line 2 by 7.5% (0.075) 3

4 Subtract line 3 from line 1. If line 3 is more than line 1, enter -0- 4

Taxes You Paid

5 State and local taxes. You may include either income taxes or general sales taxes on line 5a, but not both. If you elect to include general sales taxes instead of income taxes, check this box ☐ **5a**

6 State and local real estate taxes (see instructions) **5b**

7 State and local personal property taxes **5c**

8 Enter the smaller of line 5d or \$10,000 (\$5,000 if married filing separately) **5d**

9 Other taxes. List type and amount **5e**

10 Add lines 5a and 9 6

Interest You Paid

7 Add lines 5e and 9 7

8 Home mortgage interest and points. If you didn't use all of your home mortgage loan(s) to buy, build, or improve your home, see instructions and check this box ☐ **8a**

9 Home mortgage interest and points reported to you on Form 1098. See instructions if limited **8b**

10 Points not reported to you on Form 1098. See instructions for special rules **8c**

11 Mortgage insurance premiums (see instructions) **8d**

12 Add lines 8a through 8d 9

13 Investment interest. Attach Form 4562 if required. See instructions **9**

14 Add lines 8e and 9 10

Gifts to Charity

11 Gifts by cash or check. If you made any gift of \$250 or more, see instructions. You must attach Form 8283 if over \$500. **11**

12 Carryover from prior year **12**

13 Add lines 11 through 12 13

Casualty and Theft Losses

14 Casualty and theft loss(es) from a federally declared disaster (other than net qualified disaster losses). Attach Form 4684 and enter the amount from line 18 of that form. See instructions **14**

15 Other—from list in instructions. List type and amount **15**

16 Add lines 14 and 15 16

Other Itemized Deductions

17 Add the amounts in the far right column for lines 4 through 16. Also, enter this amount on Form 1040 or 1040-SR, line 12 **17**

18 If you elect to itemize deductions even though they are less than your standard deduction, check this box ☐ **18**

For Paperwork Reduction Act Notice, see the Instructions for Forms 1040 and 1040-SR. Cat. No. 17145C Schedule A (Form 1040) 2020

(5) 項目別控除 (実額控除) 項目

- 連邦所得税の申告にあたり、納税者は、項目別控除申告者 (itemizers) は、様式 1040〔連邦個人所得税申告書 2020 年 (Form 1040: U.S. Individual Income Tax Return: 2020)〕のライン 12 に、⑦項目別控除 (実額控除) か、⑥標準控除 (定額控除) を選択し、控除を受ける金額を記載しなければならない。

■ 連邦個人所得税申告書〔Form 1040〕2020 年

Form 1040 Department of the Treasury—Internal Revenue Service (IRS) **2020** OMB No. 1545-0074 **2020** Use Only—Do not write or staple in this space.

Filing Status ☐ Single ☐ Married filing jointly ☐ Married filing separately (MFS) ☐ Head of household (HCH) ☐ Qualifying widow(er) (QW)

Check only one box. If you checked the MFS box, enter the name of your spouse. If you checked the HCH or QW box, enter the child's name if the qualifying person is a child but not your dependent **▶**

Your first name and middle initial Last name Your social security number

If joint return, spouse's first name and middle initial Last name Spouse's social security number

Home address (number and street). If you have a P.O. box, see instructions. Apt. no. Presidential Election Campaign

City, town, or post office. If you have a foreign address, also complete spaces below. State ZIP code Check here if you, or your spouse if filing jointly, want \$3 to go to this fund. Checking a box below will not change your tax or refund.

Foreign country name Foreign province/state/country Foreign postal code ☐ You ☐ Spouse

At any time during 2020, did you receive, sell, send, exchange, or otherwise acquire any financial interest in any virtual currency? ☐ Yes ☐ No

Standard Deduction ☐ Someone can claim: ☐ You as a dependent ☐ Your spouse as a dependent ☐ Spouse itemizes on a separate return or you were a dual-status alien

Agree/Inconsistency You: ☐ Were born before January 2, 1956 ☐ Are blind ☐ Spouse: ☐ Was born before January 2, 1956 ☐ Is blind

Dependents (see instructions):

(1) First name	(2) Last name	(3) Social security number	(4) Relationship to you	(5) If (i) qualifies for (see instructions):	(6) Child tax credit	(7) Credit for other dependents
				☐	☐	☐
				☐	☐	☐
				☐	☐	☐

1 Wages, salaries, tips, etc. Attach Form(s) W-2 **1**

2a Tax-exempt interest **2a**

2b Taxable interest **2b**

3a Qualified dividends **3a**

3b Ordinary dividends **3b**

4a IRA distributions **4a**

4b Taxable amount **4b**

5a Pensions and annuities **5a**

5b Taxable amount **5b**

6a Social security benefits **6a**

6b Taxable amount **6b**

7 Capital gain or (loss). Attach Schedule D if required. If not required, check here **7**

8 Other income from Schedule 1, line 9 **8**

9 Add lines 1, 2b, 3b, 4b, 5b, 6b, 7, and 8. This is your total income **9**

10 Adjustments to income

10a From Schedule 1, line 22 **10a**

10b Charitable contributions if you take the standard deduction. See instructions **10b**

c Add lines 10a and 10b. These are your total adjustments to income **10c**

11 Subtract line 10c from line 9. This is your adjusted gross income **11**

12 Standard deduction or itemized deductions (from Schedule A) **12**

13 Qualified business income deduction. Attach Form 8965 or Form 8965-A **13**

14 Add lines 12 and 13 **14**

15 Taxable income. Subtract line 14 from line 11. If zero or less, enter -0- **15**

For Disclosure, Privacy Act, and Paperwork Reduction Act Notice, see separate instructions. Cat. No. 113208 Form 1040 (2020)

- ・ ⑦項目別控除(実額控除)を選択する場合、別表 A〔項目別控除明細書(Itemized Deductions)〕を添付するように求められる。別表 A に盛られた具体的な実額控除項目は、次のとおりである。

■ 様式1040別表 A〔項目別控除明細書〕に盛られた「項目別控除」項目

・医療費(Medical and dental expenses)
・納付税額(Taxes you paid)
・支払利子(Interest you paid)
・公益寄附金(Gifts to charity)
・災害および盗難損失(Casualty and theft losses)
・勤務関連費用その他一定の雑控除(Job expenses and certain miscellaneous deductions)
・その他の雑控除(Other miscellaneous deductions)
総項目別控除額(Total itemized deductions)

また、納税者は、項目別控除を受けるとする、この場合には、それぞれの項目に記載した金額を証明するに必要な法定資料を添付しなければならない。

ここで、医療費控除の可否について、サンプルをあげて、点検してみる。

【設例】医療費控除が使えるかどうかは申告の仕方次第

共稼ぎ夫婦の調整総所得(AGI)が、夫(H)75,000ドル、妻(W)25,000ドルで、総計100,000ドルである。妻(W)の年間の医療費の自己負担額は6,000ドルであった。この場合、①夫婦合算申告[別表Y-1]のケースと②夫婦個別申告[別表Y-2]のケースとでは、どのような課税取扱いとなるであろうか。ちなみに、2020年分以降の確定申告では、医療費控除が受けられる項目別控除対象納税者(itemizer)への適用下限額は、調整総所得(AGI)の7.5%である

《①夫婦合算申告[別表Y-1]のケース》

このケース①では、適用下限額7,500ドル $[100,000 \times 7.5\%]$ を超える額に医療費控除が使えることになる。ところが、年間の医療費(自己負担額)は6,000ドルである。したがって、実質的に医療費控除は使えない。

《②夫婦個別申告[別表Y-2]のケース》

このケース②では、妻(W)は、適用下限額1,875ドル $[25,000 \times 7.5\%]$ を超える額に医療費控除が使えることになる。妻(W)の年間の医療費(自己負担額)は6,000ドルであることから、夫婦個別申告で、妻(W)は4,125ドルの医療費を受けることができる。

(6)医療費控除の要件

- ・ この設例からわかるように、連邦税法(IRC)では、納税者であれば、だれでも医療費控除が受けられる仕組みでない。まず、項目別控除を受けられる納税者(itemizer)でないといけない。
- ・ また、項目別控除を受けられる納税者(itemizer)であっても、設例①や②のように、申告の仕方によっては、適用下限額が異なってくるため、医療費控除が受けられたり、受けられなくなったりする。医療費控除の適用に限ってみれば、夫婦合算申告(MFJ=married filing jointly)[別表Y-1](IRC 1条a項)よりも、夫婦個別申告(MFS=married filing separately)[別表Y-2](IRC 1条d項)の方が、有利のようにみえる。ただ、夫婦個別申告(MFS)の場合には、証明書類(substantiation)などの適正な管理が要る。各配偶者が個別に記録を管理・保存することや個別の銀行口座をもっていることなどの証明が求められる⁶。
- ・ いずれにしろ、納税者が、連邦所得税の確定申告において医療費控除を受けるとする。この場合の要件や手続は、連邦課税庁(IRS)が、一般納税者向けに発行している刊行物502号[医療・歯科治療費(IRS Publication 502:Medical and Dental Expenses)][総28頁]を読めばわかる⁷。
- ・ 重要なポイントをわかりやすくまとめてみると、次のとおりである⁸。

■ 医療費控除の要件や対象となる「医療費」とは

《控除対象要件および対象となる費用》

- ①項目別控除を受けられる納税者(itemizer)であること。
- ②調整後所得(AGI)の7.5%の適用下限額(the 7.5% floor)を超える、法令に定める「医療(health care)」に支払った費用であること(IRC213条a項・b項)。申告する課税期間(1月1日～12月31日)内に自己負担した費用であること。
- ③本人およびその配偶者や被扶養者の医療費であること。この場合、医療は、適格医療機関の医師などから提供されるものであること。なお、通院が不可能であることから、医師から受ける在宅医療サービスや有資格看護師から受ける在宅看護サービスも含む。
- ④交通費(transportation)については、医療や治療を受けるための往復(通院)に必須なものであること(IRC213条d項2号A)。交通費については、1人あたり

⁶ See, Revenue Ruling 59-66, 1959-1 CB 60, Revenue Ruling 55-479, 1955-2 CB 57.

⁷ See, IRS Publication 502 : For use in preparing 2020 Returns (Jan. 6, 2021)

⁸ なお、医療費控除をめぐる要件や裁判例について詳しくは、See, Note, “Medical and Dental Expenses-In General,” Federal Taxation of Employee Compensation ¶ 7.2 (2021).

1日50ドルを超えないこと(IRC213条d項2号B)⁹。自家用車での通院の場合は、燃料代(財務省規則 § 1.213-1(e)(i)(iv))。ただし原価償却費などを除く。一般に標準マイレージ率(SMR=standard milage rate)に基づきガソリン代を算定する。

⑤薬剤については、処方薬(prescribed drug)またはインスリンの購入費用であること。処方避妊薬などを含む

⑥入れ歯、眼鏡やコンタクトレンズ(検眼を含む)、補聴器、松葉づえ、車いす、障害者支援動物(service animals) **社会保険料控除はなし。医療費控除で処理**

⑥健康保険の保険料(premium)。企業(雇用主)がHMO(Health Maintenance Organization)、PPO(Preferred Provider Organization)などの民間の健康(医療)保険ネットワークと提携して提供する保険について、従業員が税引き後の所得から支払う保険料¹⁰。雇用主負担分は除く[なお、雇用主は、従業員のために負担した保険料や医療費積立口座(HSA)への拠出金については、原則として、自己の所得計算上必要経費に算入できる。]。

⑦ 高齢者施設での介護費用

⑧酒類、たばこ、薬物など依存症対策プログラムへの参加費

⑨医師主導の減量プログラムへの費用

⑩合法的な人工妊娠中絶費用、鍼灸費用、民間救急サービス費、年次健康診断費用、

⑪その他

《控除の対象とならない要件および費用》

①健康保険でカバーされた医療費(IRC213条a項)¹¹。

②ほとんどの美容整形手術費(乳房再建手術などは除く)

③雇用主が支払う健康保険料(premium)や各種医療費積立口座(HAS、HRA,FSA,)等への参加拠出金(contributions)[ただし、雇用主は、従業員のために負担した医療費積立口座(HSA)への拠出金については、原則として、自己の所得計算上必要経費に算入できる。]

④従業員が負担する非課税となる各種医療費積立口座(HSA,HRA)等への参加拠出金(contributions)。

⑤メディケア(A、B、C、D)で自己負担した費用

⁹ 2019 年までは 10%であった。

¹⁰ 保険料になかに、損害保険 (accident insurance) [所得補償 (lost income)、障害補償 (loss of life, limb or sight) など] がパッケージになり、その分も含まれている場合には、比例按分し、健康保険 (health insurance) 分に限る (IRC 213 条 d 項 6 号、財務省規則 § 1.213-1(e)(4))。

¹¹ 一方、自己負担した分を医療費積立口座 (HAS) から払戻しを受けた場合、当該払戻金は、非課税となる (IRC 104 条 a 項、105 条 b 項)。

- ⑥生命保険の保険料
- ⑦入院補償保険の保険料
- ⑧店頭販売の家庭常備薬、歯磨き用品、化粧品など
- ⑨葬儀費用
- ⑩その他

2 医療費控除の対象「治療薬」および「医薬品」とは

- ・ すでにふれたように、医療費控除額の計算において、支払額の対象となる治療薬(medicine)および医薬品(drugs)とは、「処方薬(prescribed drug)」またはインスリン(例外的に処方箋なしで購入可能)をさす(IRC213 条 a 項)。このことから、連邦税法のもとではアスピリンや鎮痛剤など医師の処方箋の要らない店頭販売薬(over-the-counter drugs)、いわゆる「家庭常備薬(medicine cabinet drugs)」は、医療費控除の対象とはならない。
- ・ こうした一般的な健康増進のための出費(expenses of preserving general health)は、ふつうの家事費とされ、特別に控除の対象にならない。
- ・ こうした従来からの規定ぶりからすると、**女性の生理衛生用品(タンポン物品)の購入費は、たとえ納税者が医療費控除のできる項目別控除対象者(itemizer)であったとしても、医療費控除にはならない。**

(1) 医療費控除制度におけるタンポン物品の所在

- ・ ここで、アメリカにおいて、タンポン物品を医療費控除の**対象外**となるにいたった経緯を探ってみる。
- ・ タンポン物品が市場に出回ってきたときに、「ぜいたく品(luxuries)」とした取り扱われたことが原因であるとの見方がある。
- ・ タンポン物品がイギリスからアメリカにわたってきた当初、ぜいたく品(luxuries)とみられてきた。政府は、規制目的上、タンポン物品を化粧品(cosmetics)に分類した。このことが、タンポン物品を「ぜいたく品(luxuries)」とするきっかけになったといわれている¹²。
- ・ 連邦食品薬品局(US FDA=United State Food and Drug Administration)は、タンポン物品の成分を承認・開示する権限を持つ。1980年に、FDAは、生理衛生用品(タンポン物品)を、コンタクトレンズ、コンドーム、妊娠検査キットなどと同様に、クラスII「医療用具(medical device)」に分類した。
- ・ クラスII医療用品は、製造業者に対する規制はそれほど厳しくはない。パッケージへの説明の表記と、その製品の副作用程度である。製造業者は、テスト結果や成

¹² See, e.g., Ashley Fetters, "The Tampon: A History", The Atlantic (June 1, 2015).

分などの詳しい説明責任などは負わない¹³。

- ・ FDAは、タンポン物品を医療用具(medical device)に分類している。これに対して、連邦課税庁である内国歳入庁(IRS)は久しく、タンポン物品購入は、一般的な健康増進のための出費(expenses of preserving general health)にあたるとする姿勢を維持してきた。そして、医療費控除の対象から外してきた。

(2) ケアーズ法が固い扉を開き、風穴があいた

- ・ 連邦議会は、2020 年 3 月 27 日にトランプ大統領(当時)の署名を得て、コロナ緊急対策としてケアーズ法を成立させた¹⁴。正式名称は、**新型コロナウイルス感染症支援・救済・経済安定化法(CARES Act=Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act)**という¹⁵。
- ・ ケアーズ法は、さまざまなコロナパンデミック対策や生活支援対策をパッケージとした法律である。また、さまざまな医療支援策も盛り込まれている。医療支援の一環として、連邦所得税上の医療費控除(health care deductions)の対象範囲を修正・拡大した。
- ・ 具体的には、連邦税法 223 条 d 項 2 号に規定する医療費積立口座(HSA や FSA)プランに関するルールの見直しにより、医療費控除の対象となる「適格医療費(qualified medical expenses)」の範囲を拡大した。生理衛生用品(タンポン物品)購入費用をこれらの口座プランから引き落としをできるようにした。
- ・ つまり、処方箋なしで購入した店頭販売生理衛生用品についても、引き落としができるようにした。この場合、購入者はレシートを保存しておかなければならない(IRS Notice 2020-29)¹⁶。これにより、生理衛生用品(タンポン物品)は、実質的に非課税取扱いされることになった。この課税取扱いは、2020 年 1 月 1 日購入分から遡って適用になった¹⁷。

¹³ See, FDA, Classify Your Medical Device.

¹⁴ Kavya Sekar *et al.*, “Coronavirus Preparedness and Response Supplemental Appropriation Act, 2020 (P.L. 116-123): First Coronavirus Supplemental,” CSR Report (March 25, 2020).

¹⁵ ケアーズ法については、拙稿「アメリカのパンデミック対策と損失補償訴訟(1)~(3)」税務事例 2020 年 9 月号~11 月号所収参照。

¹⁶ COVID-19 GUIDANCE UNDER § 125 CAFETERIA PLANS AND RELATED TO HIGH DEDUCTIBLE HEALTH PLANS Notice 2020-29

¹⁷ See, IRS outlines changes to health care spending available under CARES Act (IR-2020-122, June 17, 2020).

<https://www.irs.gov/newsroom/irs-outlines-changes-to-health-care-spending-available-under-cares-act>

3 アメリカの健康保険、医療費積立口座とは

- ・ 連邦のタンポン物品への所得課税の軽減は、2020年のコロナ対策立法の1つであるケアーズ法のより、実現できた。しかし、納税者が、HSA、FSA または HRA のような医療費積立口座(Health savings account)に参加し、タンポン物品購入費をその口座から払戻しを受けた場合にのみ適用になる。
- ・ 言いかえると、積立口座に参加していない場合は費用化できない。タンポン物品を店頭購入した納税者で購入レシートを保存していても、その費用を確定申告で医療費としては控除できない。もちろん、医療費控除が受けられるのは、項目別控除者(itemizer)に限られる。ケアーズ法による対応には批判がないわけではない。
- ・ ここで、まず、読者の便宜のために、現役世代が加入する民間の健康保険に加えて、企業がカフェテリアプラン(従業者福利厚生プラン)の一環として提供している「医療費積立口座(health savings account)」についてふれる。

(1) アメリカの「医療費積立口座」とは何か

- ・ すでにふれたように、アメリカの現役世代は、民間健康保険を幅広く利用している。加えて、近年、医療費の自己負担に備えるためのさまざまな医療費積立口座(health savings account)¹⁸プランの利用が広がっている。
- ・ 企業が、プレステージを上げるために、カフェテリアプラン(従業者福利厚生プラン)を提供するうねりが全米で広がったためだ¹⁹。従来の健康保険と抱き合わせのケースと、そうでないケースとがある。
- ・ こうしたプランでは、最終的には、従業者が自分の身の丈にあった福利厚生メニューを選び、拠出額を決める。このことを指して、「消費者主導医療プラン(CDHP=consumer directed health plan/consumer driven health plan)」とも呼ばれる。
- ・ どの積立口座を選ぶかは、それぞれの従業者や雇用主が決められる。連邦所得税の申告にあたり、手厚い税制優遇のある医療費積立口座プランが選ばれる。わが国には勤労者財産形成貯蓄法に基づく「財形貯蓄」の仕組み²⁰や、「納税準備預

¹⁸ 広義の「health savings accounts」には、「医療費積立口座」という邦訳をあて、狭義の「health savings account」には、「医療費貯蓄口座」の邦訳をあてる。

¹⁹ カフェテリアプラン(cafeteria plan)とは、企業の従業員それぞれが求める福利厚生を選択できる仕組みである。1980年代にアメリカで広まった。あらかじめ従業者にポイントを支給し、その範囲内でそれぞれが、本人および扶養家族に最適な福利厚生を選択する仕組みである。アメリカには、国民皆保険制度がない。現役世代は、民間の医療保険を利用するが、保険料が高騰し、それが企業に大きな負担となった。そこで、1978年に、連邦議会は、医療保険や企業年金 401k などへの加入に伴う労使の拠出金を非課税にする税法改正をし、同プランを後押しした。

²⁰ 勤労者財産形成貯蓄(財形貯蓄)制度は、55歳未満の勤労者(一般財形貯蓄は年齢制

金口座」の仕組みがある²¹。これらを想定すれば、わかりやすい。

- ・ 身の丈にあった医療費積立口座プランとしては、①医療費貯蓄口座(HSA=health savings accounts)、②医療費払戻口座(HRA=health reimbursement arrangements)、③フレキシブル出費口座(FSA=flexible spending accounts)に人気がある。
- ・ これらの医療費積立口座プランは、健康保険と抱き合わせの場合には、トータルコスト(保険料と医療費自己負担額の合計額)を低く抑えられる。従来の健康保険だけだと、「保険料は高く、自己負担額は低い」。これに対して、HSA/HRS/FSA では、「保険料は低く、自己負担額も低い」。もっとも、想定外の病気をすると、自己負担額が急増するおそれがある。
- ・ ちなみに、これらの医療費積立口座プランで税法上控除対象となる適格医療費(qualifies medical expenses)とは、すでにふれた医療費控除の場合の対象とほぼ同じである。
- ・ すなわち、主要なものをあげると、適格の医療費(qualified medical expense)・処方薬費(qualified prescription expense)、歯科治療費(qualified dental expense)、視力矯正費(qualified vision expense)などである²²。ただ、医療費積立口座プランにより、払戻項目は異なる。歯科医療費を外したり、難病は対象にならなかったりする。参加記拠出金額などを勘案し、各従業者の身の丈にあったプランを労使間で個別の交渉で決める。
- ・ HAS(医療費貯蓄口座)、HRA(医療費払戻口座)および FSA(フレキシブル出費口座)の仕組みや特徴をわかりやすく図説すると、次のとおりである(IRC223 条)。

■ HSA、HRA、FSA を比べる

① HSA(医療費貯蓄口座/Health Savings Accounts)

- ・ HSA は、従来からあった MSA(Medical Savings Accounts)を発展解消し、2003 年に法認された。2004 年に正式にはじまった医療積立口座プランである。
- ・ HAS(/Health Savings Account)は、自己負担した医療費の支払いを目的とした

限なし。)が財形貯蓄取扱機関と契約を締結し、事業主が勤労者に代わって賃金から天引き預金する方法により貯蓄をする制度。財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄については、その利子等については非課税とされている(租税特別措置法 4 条の 2)。

²¹ 納税貯蓄組合法に基づき開設される口座で、納税にあてる資金に限って預け入れるための預金である。一般的に、利率が普通預金よりも高く設定され、しかも、利息は非課税となっている。引出しは原則として納税にあてるときに限るが、納税目的以外の引出しを行うと課税扱いとなる(租税特別措置法 5 条 1 項)。

²² See, Note, "Medical and dental expenses In General," Fed. Tax'n Income, Est.& Gifts ¶ 36.2 (March, 2021).

口座である。「保険料は低いが、免責・本人負担分が多い(high deductible)種類の健康(医療)保険(HDHP=High Deductible Health Plan)」に参加している人が、追加的に参加できる医療費貯蓄口座プランである。

- ・ 勤務先での参加(職域保険)に加え、自営業者(the self-employed)、個人も参加が可能。 職域+自営業者+個人
- ・ HSA に貯蓄しておき、自己負担分の医療費をこの口座から払戻しを受けることができる。HSA は、雇用主が、従業者へのカフェテリアプラン(従業者福利厚生プラン)として、提供する。雇用主をとおして医療費支払口座を開設するか、本人が直接金融機関に出向いて口座開設もできる。
- ・ HSA は、オバマケア(Affordable Care Act)とは、原則として無関係である。
- ・ 企業の従業者である HAS 参加者は、給与天引き(payroll deductions/salary reduction contribution)の形で、拠出金を支払う。
- ・ 連邦税法(IRC)223 条d項 1 号は、「医療費貯蓄口座(Health savings account)」とは、「もっぱら口座受益者の適格医療費を支払う目的での医療積立口座として合衆国内で創設または組まれた信託(trust)である」と定義する。また、同条d項 1 号Bは、「受託者(trustee)は、銀行、保険会社、その他財務長官」が指定するもの、と規定する。銀行や保険会社に加え、具体的には、貯蓄組合、ノンバンク、証券会社などが指定されている。
- ・ HSA は、個人退職口座(IRA=Individual Retirement Account)(IRC219 条)に似る。ただ、「退職(Retirement)」ではなく、「医療(Health)」のための口座であることが大きな違いである。IRA 同様、入金した資金を投資もできる。
- ・ 拠出・入金限度額は、2020 課税年では、本人については 3,350 ドル、扶養親族がある場合については 7,100 ドル。限度額を超える拠出も可能。しかし、超過額は課税。口座残高は次年に繰越可能。繰越額には限度なし。
- ・ カフェテリアプランの一部として雇用主が拠出・入金する場合もある。この場合の雇用主の入金額は経費として控除できる。また、個人の拠出・入金額は、所得控除ができる。また、投資で得た利子も非課税である。
- ・ いったん参加すれば生涯参加が可納。転職した場合には、口座資金を転職先に持ち歩ける。ポータビリティあり。
- ・ 拠出金は所得控除(非課税)、運用時非課税/課税繰越、医療費支配時非課税(ただし、医療以外の充当の場合には課税)。つまり、拠出時非課税+給付時非課税
- ・ この口座から払戻しが受けられる病気や医薬品が決められている。後記③FSAと同様、該当医療サービス・医療品の購入費がある場合は、この口座から払戻しを受けることができる。ただし、保険料に充当は不可。また、Debit カードを発行され、直接支払いができるケースも多い。

- ・ 後記③FSA と異なるのは、この口座の残高は将来のために持ち越すことができる点である。③FSA のように繰り越しができないわけではない。多めに貯めておいて、退職後発生にする将来の医療費に備えることができる。

② HRA(医療費払戻口座/Health reimbursement arrangements)

- ・ HRA は、2002 年に IRS のガイダンス[IRS Notice 2002-45/IRS Revenue Ruling 2002-41 (June 26, 2002)]により初めて認定された医療積立口座である。
- ・ HRA(health reimbursement arrangements)は、雇用主だけが拠出する医療給付プラン(employer-funded health benefit plan)である。以前は、「Health Reimbursement Accounts」と呼ばれる。
- ・ HRA は、「払戻し(reimbursement)」とこう言葉がからもわかるように、いったん自己負担した医療費を払い戻す仕組みになっている。
- ・ HRAは、雇用主が従業員へのカフェテリアプラン(従業員福利厚生プラン)として提供する医療費払戻しのための積立口座(職域制度)である。雇用契約の一端として、雇用主は、従業員に対して年間の払戻す上限や該当する病名、処方薬、歯科治療、翌年への繰り越しの可否など詳細を決めて HRA を締結する。HRA は、一般に、特定の医療(健康)保険と抱き合わせのケースが多い。また、従業員は、本人負担分が高い医療プラン(HDHP=High deductible health plan)に付加して参加することになるが、どちらかといえば、雇用主主導医療プラン(EDHP=Employer directed health plan)といえる。
- ・ HRA は、雇用主が別途の法人格を有する基金を設立して資金を拠出するわけではないので、労使間の「agreement」、「合意」と解されている。
- ・ HRA は、雇用主が条件を定め、カバーする項目や給付金額を決定する。したがって、「使い切るか、さもなければ没収(use it or lost it)」ルールの設定も可能。補償方法も多様である。①一般に、ネットワーク医療器機関に直接補償されるプラン、②デビットカードを利用するプラン、③いったん自己負担したうえで、補償申請をするプラン
- ・ 従業員は雇用主が口座に拠出した額から医療費の支払を行い、加入プランに設定された Deductible や Coinsurance などの自己負担分の支払いが可能。
- ・ 転職した場合には、口座資金を転職先に持ち歩ける。ポータビリティあり。
- ・ 補償を受けた額は、連邦所得税や州所得税、社会保障税は非課税である。

③ FSA(フレキシブル出費口座/ Flexible spending accounts)

- ・ FSA(Flexible spending accounts)は、カフェテリアプラン(企業の従業員福利厚生プラン)の1つとして、従業員が自己負担した本人や扶養家族の医療費払戻しを目的とした非課税の貯蓄口座(職域制度)である。以前は、「Health flexible

spending arrangements」と呼ばれた(IRC 旧 125 条j項)。

- ・ 医療費払戻用の口座は、一般に medical expense FSA 、 medical FSA 、 health FSA とも呼ばれる
- ・ 従業者は、募集期間内に雇用主をととして医療費支払口座を開設する。従業者自身(または扶養家族)が次年(1 月 1 日～12 月 31 日)に使う医療費額を算定する。雇用主は、総額を月割りにして毎月の給与から天引きしその従業者の口座(FSA)に入金する。この入金額には、限度額まで所得税がかからない。ただ、非課税限度額は、税法改正で年々縮減傾向にある。このことから、FSA 適用になる病名、処方薬、歯科治療の要否など綿密な選択・積算が求められる。いったん自己負担して口座から払戻しを受けるケースと、直接口座から支払われるケースがある。
- ・ FSA は、特定の健康保険と抱き合わせでないケースが多い。FSA 入金額は従来、年内に使い切らないといけなかった。2016 年から 500ドルまで繰り越しが認められるようになった。また、FSA が使える病名や処方薬などは年々縮小の傾向にある²³。
- ・ 従業者は、雇用主を通じて FSA を設定できる。給与天引き(payroll deductions/salary reduction contribution)の形で、拠出金を支払う。雇用主も FSA に参加・拠出できる。
- ・ 従業者は、口座に拠出した額から自己負担した適格医療費(qualified health expenses)、つまり、適格医療サービス+店頭(OTC)販売薬については処方箋薬として自己負担した額の払戻しを受けることができる。払戻限度額がある。
- ・ 口座資金は、保険料にも充当できる
- ・ FSA は雇用主が口座管理を行う。FSA は、「使い切るか、さもなければ没収(use it or lost it)」ルールが原則。したがって、従業者が必要額以上の金額を拠出ないように従業者による賢いマネジメントが求められる。
- ・ 翌年度への繰り越しは原則禁止。ただし、オバマケア法(ACA)で、年550ドルまで繰越(carry-over)が可能になった。また、コロナ対策を目的としたケアーズ法(Cares Act)は、繰越期限延長などの特例を拡大している。
- ・ FSA デビットカード使用も可能。
- ・ これまでは FSA 口座参加拠出額には制限なく、「フレキシブルに」拠出枠や条件を設定できた。しかし、2013 年1月1日からは、FSA に参加する従業者の拠出額が制限された。つまり、拠出額に対する所得控除には限度額が設けられた。(ちなみに、HRA には拠出額制限はない。HSA の場合は拠出限度額を超えた分は課税(所得控除はなし)になる。)

²³ See, “Health Flexible Spending Accounts,” Flex Plan Hdbk. § 320 (2019).

- ・ 医療費用出費口座(medical expense FSA)について、各従業員の拠出限度額は、2020 年、2021 年は、2,750ドルである。
- ・ 転職した場合には、口座資金を転職先に持ちだせない。ポータビリティはなし。

《HSA、HRA、FSA から、複数の口座を利用できるのか》

HSA、HRA、FAS から、複数の口座に参加することも可能。しかし、払戻手続は複雑である。

アバウトに言えば、

- ①FSA+HRA の利用の場合は、FSA ファースト、HRA セカンドの順になる。
- ②FSA+HSA の利用は、一般的ではない。
- ③HRA+HSA の利用の場合は、HRA に参加し、かつ、HSA の 高額免責医療プラン(HDHP=high deductible health plan (HDHP)のケースはあり得る。しかし、連邦課税庁(IRS)は、雇用主が HRA で払戻ができるのにもかかわらずそれをしない場合には、HSA の利用を認めない。ただし、従業員が、任意で HRA 参加を辞退し、HSA を利用するのは認められる。

- ・ アメリカにおいては、現役世代に適用になる公的健康(医療)保険制度はない。このため、企業主導のカフェテリアプランのなかで、医療費積立口座プラン(HSA、HRA、RSA)は、重い意味を持っている。そこで、これら3つのプランの主なポイントを比べてみる。

■ ひと目でわかる医療費積立口座プランの主なポイント

医療費口座の比較	HSA	HRA	FSA
職域制度か	△	○	○
本人が口座保有者か	○	×	×
雇用主が口座保有者か	×	○	○
自己負担が高い医療プラン	○	×	×
雇用主のみが口座入金可か	×	○	×
本人と雇用主双方が口座入金可か	○	×	○
本人は投資目的で口座に入金可か	○	×	×

未使用分の翌年度への繰り越し可か	×	○	○
転職時に転職先に持ち出せるか	○	△	×

(2) 医療費積立口座を通じたタンポン課緩和策

- ・ 2020 年 3 月に、連邦議会は、ケアーズ法 (Cares Act) を制定した。ケアーズ法は、一連の連邦コロナ対策立法の 1 つである。
- ・ ケアーズ法は、医療支援の一環として、連邦所得税 (IRC) の医療費控除 (health care deductions) の範囲を修正・拡大した。
- ・ アメリカの公的健康保険 (メディケア、メディケイド) 制度は、高齢者や低所得者・障害者を対象としている。現役で働いている人たちは、自分で、または労使で、民間の健康保険や、免責の高い健康保険での自己負担分の医療費をカバーするための積立口座プランに参加するケースが多い。すでにふれたところである。
- ・ この種のプランに参加している本人または配偶者もしくは扶養家族が店頭でタンポン物品を購入したとする。この場合、これまでは、購入者は、タンポン物品代をプランから払戻しを受けることはできなかった。タンポン物品が医療用具に該当せず、その購入費用は適格医療費 (qualified medical expenses) に当てはまらなかったからである。しかし、2020 年 3 月に成立したケアーズ法は、タンポン購入費を適格医療費とする見直しを行った (3702 条)。
- ・ ケアーズ法 (3702 条) は、「一定の店頭医療用品の適格医療費への組入れ (Inclusion of the Over-the-counter Medical Products as Qualified Medical Expenses)」のタイトルの規定である。このタイトルからもわかるように、医療費積立口座 (HSA) プランを取り扱う連邦税法の規定 (IRC223 条 d 項 2 号) を修正するのが目的である。

■ ケアーズ法 3702 条による連邦税法 (IRC) 223 条修正のポイント

ケアーズ法 3702 条 [一定の店頭医療用品の適格医療費への組入れ] は、連邦税法 (IRC) ①223 条 [医療費積立口座] d 項 2 号 [適格医療費 (Qualified Medical Expenses)] および ②同条 d 項 2 号 D [生理用品 (Menstrual care Products)] に、次のような修正を加えた。

- ① 生理用品に支払われた額は、医療のために支払われたものとする (amounts paid for menstrual care products shall be treated as paid for medical care)。
- ② 生理用品 (menstrual care products) の言葉は、「生理その他性器分泌物について個人が使用するタンポン、パッド、ライナー、カップ、スポンジ等の用品 (the term ‘menstrual care product’ means a tampon, pad, liner, cup,

sponge, or similar product used by individuals with respect to menstruation or general-tract secretions) を意味する。

また、HRA(医療費払戻口座/Health reimbursement accounts)のようなプランに雇用主が出した拠出金(contributions)からの生理用品購入費の払戻しが適格「医療(medical care)」にあてはまるように③IRC106 条[事故および医療プランへの雇用主の拠出(Contributions by employer to accident and health plans)]f 項[生理用品への払戻し(Reimbursement for menstrual care products)]を、次のように改正した。

③本条および前第 105 条において、(第 223 条d項 2 号Dにおいて定義される)生理用品(menstrual care products)で発生した費用(expenses)は、医療(medical care)において発生したものと取り扱うものとする。

- ・ 2020 年 3 月にケアーズ法が通ったことで、連邦税法(IRC)223 条が修正され、2020 年 1 月 1 日に遡って、医療費積立口座からタンポン物品購入代金の払戻しを受けられるようになった。手続的には、店頭販売するタンポン物品を購入したレシートをもって、HSA、FSA、HRA のような医療費積立口座プランから払戻しを受けることになる。プランによっては、キャッシュレス決済も進んでいる。
- ・ 自己負担分の各種医療費積立口座プラン(HAS、HRA、FSAなど)への入金額は、医療費控除の対象となる。また、これらのプランでは、店頭販売するタンポン物品を購入したレシートでもって払戻しを受けることができる。つまり、医療費控除の制限とは関係なく、実質タンポン物品に対する100%の所得控除が認められることになる。
- ・ タンポン物品に対する所得課税緩和策は一步前進したように見える。しかし、こうした医療費積立口座プランを使わないと、項目別控除者であっても、タンポン物品購入費はいまだ課税対象外とはならない。連邦税法(IRC)223条にならって、213条d項に規定する「医療(medical care)」の範疇に、処方箋なしで買える店頭販売されている「生理処理用品(menstrual care products)」を挿入する法改正を急がなければならない。
- ・ もうひとつ大きな問題がある。それは、アメリカの多くの州では州所得税(state individual income tax)を採用していることである。これらの州の所得税では、一般に、連邦所得税の課税ベースをもとに税額を計算する。
- ・ その一方で、独自の課税ベース、人的控除仕組みを採用する州も少なくない。今般のケアーズ法により、企業が立ち上げた医療費積立口座プランに参加する連邦納税者は、店頭販売されているタンポン物品を購入したレシートでもって、非課税で当該口座から払戻しを受けることができるようになった。しかし、所得税を採用す

る各州が必ずしも連邦の課税取扱いに追従するとは限らない²⁴。

●むすびにかえて～わが国で問われるタンポン課税への対応

- ・ タンポン物品は、世界の人口の半数を占める女性が、毎月おおよそ 1 週間、30 年間程度の使用が不可欠となる。女性 1 人あたり一生涯でおおよそ 12,000 タンポン物品を消費することになると見積もられている²⁵。タンポン課税をめぐる欧米の女性権利擁護運動ないし納税者運動では、この種の課税は制度的な性差別的課税 (tampon tax is systematic discrimination against women and girls) の典型である、と主張する。
- ・ ところが、わが国の納税者の権利運動では、タンポン課税に関する議論は皆無に近い常態にある。タンポン製品(生理衛生用品)への10%での消費課税は当たり前、ほとんど異論がない。ようやく、#みんなの生理のような「生理の貧困」解消を求める女性権利擁護運動家から、“タンポン課税ストップ!”の声があがりはじめた。
[キャンペーン・生理用品を軽減税率対象にしてください!・Change.org](https://change.org/campaign/tampon-tax-stop)
- ・ オバマ米元大統領のことばを借りれば、原因は、まさに「生理を体験できない男たちに支配されているからではないか?」
- ・ 課税庁や税理士会などが各地で進める「租税教育」の“質”、「ジェンダー感覚の欠如」が問われている。
- ・ 租税論や租税法、こうした学問に関連するわが国学界にも問題がある。口では男女平等の呪文を唱えるものの、まったく実践が伴っていない。租税論や租税法は、「男の学問 (male-dominated science)」あるいは「性差別に盲目的な学問 (gender-blind sexism science)」から脱しえていない。まず、わが国で「課税の公平」、「課税の中立性」などを机の上で勉強する「タックスジャスティス/租税正義」を問う研究者などに対する「ジェンダー」義務教育が要る。
- ・ わが国政治家から性的少数者 (LGBTs) をめぐり公式の場で「生物学上、種の保存に背く。生物学の根幹にあらがう」といった趣旨の発言が出てくるのには驚く。違和感を覚える。しかし、この種の発言を機に、租税や租税法の研究者は、自己の学問のスタンスについて自問自答してみる必要がある。納税者の権利運動家に対しても同じことを問いたい。この種の発言に暗に同調する結果になっているので

²⁴ 例えば、ニュージャージー州所得税法では、医療費控除は、調整総所得 (AGI) の 2 % 超である。また、インディアナ州においては、タンポン物品に対する連邦課税取扱い (treatment of menstrual care products) を、条件付きで州所得税に反映させている。See, Jennifer J. Paillon, “Indiana Issues Guidance on Conformity with IRC and Other Federal Tax Provisions,” RIA State & Local Tax Update (Feb. 2, 2021).

²⁵ See, Susan Dudley *et al.*, “Tampon Safety,” National Center for Health Research (last visited <https://www.center4research.org/tampon-safety/>)

はないか。

- ・ 納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラムのような納税者団体は、事業者課税問題に傾斜するだけでなく、タンポン課税のような個人納税者にかかる課税問題の重さも認識しなければならない時期にきている。でないと、真の納税者団体とはいえない。
- ・ 加えて、わが国政府も、タンポン物品への課税問題に真摯に向き合わないといけない。でないと、それこそ世界から「タンポン課税敗戦国」のレッテルが貼られるはずだ。コロナ禍で「ワクチン敗戦国」と名指しされただけではすまない。
- ・ TC フォーラムのような納税者団体は、久しく憲法を基軸に活動をしてきている。ところが、課税における「性の平等/ジェンダーイクオリティ」の確保が、憲法問題であるとの認識が不足している。税制における性差別解消に向けた新たな学習が要る。
- ・ 消費課税における「性の平等/ジェンダーイクオリティ」を確保するため理論構成、を急がなければならない。どう性差別課税を解消するか理論づけが、女性が使用する生理衛生用品に対する課税撤廃に向けた運動には必要不可欠だからである。
- ・ 生理衛生用品が国税である消費税の課税対象あるいは課税対象外とするには、どのような政策の選択が考えられるのであろうか。
- ・ 最後に、これまでのつたない分析をもとに点検してみる。
- ・ アメリカの場合、連邦(国)レベルでの付加価値税(VAT/GST)を導入していない。消費課税は一般に、単段階の売上税の形で州および地方団体レベルで導入している。しかし、わが国や EU 加盟国をはじめとして多くの諸国では、国レベルで多段階の付加価値税(VAT/GST)を導入している。
- ・ EU その他多くの諸国では、付加価値税を導入し、どちらかといえば、生活必需物品やサービスに対する過度な課税を避ける視点からタンポン物品に対する課税を撤廃ないし軽減する対策を講じている。対応策は国により異なる。主な措置をあげれば、非課税、軽減税率の適用、ゼロ税率の適用の3つである。
- ・ これら付加価値税(VAT)でタンポン課税対応策をする諸国に特徴的なことがある。それは、タンポン課税は性差別的な課税であるとの認識はあるものの、憲法違反を理由とした裁判闘争がほとんどないことである。
- ・ わが国においてタンポン課税撤廃を政治に求めても、この国の政治風土では、政治、つまり立法府が機敏に対応するとは期待しがたい。租税立法が実質、行政府に握られている常態だからである。となると、アメリカのタンポン課税違憲訴訟のような裁判(法廷)闘争、司法の活用も考えられる。司法の活用という面からみると、アメリカ諸州におけるタンポン課税違憲訴訟の理論と実務は、わが国に多いに参考となる。

- ・ いずれにしろ、タンポン課税は性差別課税であり、その撤廃を運動論からはじめるのか、それとも違憲訴訟からはじめるのか、さらには同時並行ではじめるのか、慎重な選択が求められる。

■ わが国での性差別的なタンポン課税緩和手法の選択

非課税措置	助産、火葬・埋葬、障害者用物品の譲渡・貸付けなどと同等に、タンポン物品を非課税とする
軽減税率課税	飲食料品や定期購読新聞代などと同等に、タンポン物品を軽減税率(8%)適用取引とする
国内ゼロ税率	タンポン物品を0%課税取引とし、消費者は負担なし、事業者は仕入税額を控除・還付可とする

- ・ わが国の消費税法では、社会政策的な観点から、助産、火葬・埋葬、障害者用物品の譲渡・貸付けなどを非課税としている。したがって、タンポン物品をこのカテゴリーに入れて非課税取引とするのも一案である。また、飲食料品や定期購読新聞代と同様の課税取扱い(軽減税率課税)とするのも一案である。
- ・ 加えて、国内ゼロ税率(domestic zero-rate)対象の取引とするのも一案である。現在、わが国では、ゼロ税率は、輸出免税だけがその対象となっている。タンポン取引を免税とすることで、輸出免税に加え、国内ゼロ税率導入の契機とすることもできる。イギリス、カナダ、オーストラリア、アフリカ諸国など旧英国領諸国での、タンポン物品への国内ゼロ税率の適用に学ぶのも一案である。
- ・ 現実の政治の場では、常に妥協を迫られる。タンポン課税問題については、着地点を探りながら賢い運動を展開する英知とリーダーシップが求められる。
- ・ 一方、わが国でのタンポン課税の見直しは、所得税、とりわけ医療費控除や医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の面からも積極的に取り組む必要がある。控除対象となる「医療費」にタンポン物品の購入費を含めないといけない。また、スイッチ OTC 医薬品の範囲にタンポン物品を含めないといけない。現行制度は、現役世代には「労多く功少なし」とも揶揄されることもある。適用下限額の引下げ(5万円、3万円?)や、現行の基礎控除方式からいわゆる「免税点方式」に改めてはどうか。知恵を出し合い、政府の「生理の貧困」解消策を積極的に後押し、若い世代にも使い勝手のよい仕組みにする必要がある。

(2021 年 8 月 20 日)